令和６年１２月９日

東京都知事
　小 池　百合子　様

一般社団法人　豊洲市場協会
会 長　　伊　藤　　裕　康

知事におかれましては、益々ご清祥のことお慶び申し上げます。
平素は豊洲市場の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

豊洲市場は本年 10 月 11 日に開場 6 年を迎えました。開場してすぐコロナ禍に伴う非常事態が長く続き、その間我々市場関係者もひたすら耐えつつ、同時に一日たりとも市場流通を切らさず、豊洲市場に明るい光が射す日を待ち続けて参りました。
本年 2 月に千客万来施設が開業し、市場を含む豊洲の街が活気を帯びてまいりましたが、まわりに引っ張ってもらうのではなく、豊洲市場自らが豊富な食材や食品流通について世間にアピールし、元気に日々営業していると発信することが重要と考え、11 月 3 日に「豊洲市場まつり」を開催いたしました。地域の方々をはじめ多くの来訪者に市場の味、市場の雰囲気、そして市場人（いちばじん）の心意気を感じていただくことは我々の悲願でもありました。知事にもご来場頂き、感謝に堪えません。
ようやくスタート地点に立つことができる、我々はそのように思い、新たな気持ちになって、気を引き締めていきたいと思っております。そのうえで、以下 3 点を申し上げたいと思っております。

1　豊洲市場を取り巻く環境変化へ対応し、選ばれる市場に

豊洲市場が開場して６年が経過し、取り巻く環境は設計当初から大きく変わり続けており、市場に求められる機能も多くなっております。顧客の大型化や機能の細分化、求められる情報量の増大などに対応しつつ、市場が本来持つメリットを最大限生かせるよう、現状足らないものについてハード・ソフト両面で整えていく必要があります。例えば駐車場や荷捌き場において日照や風雨を避ける屋根などの設備はもちろん、物流形態の多様化への対応など、効果的な整備手法を常に検討していくなど積極的な手を打つことで、「選ばれる市場」として市場機能を一層強化していけると考えます。また、市場内で排出される発泡スチロールのケミカルリサイクルを積極的に推進するなど、ゼロエミッション化への取組も重要です。
加えて、物流・商流ともに様々な分野においてＤＸ化が求められております。日々進化するデジタル技術は商取引分野にも大きな影響を及ぼしており、その対

応に遅れをとるわけにはいきません。ハード・ソフト両面での取組を進め、御都と共に市場利用者にとってより使いやすく効率的な市場を目指していきたいと考えます。

２ 食文化の拠点として、豊洲市場から発信を

豊洲市場は新鮮な食材の流通拠点であると同時に、情報の発信拠点としての機能や地域の一員としての役割が求められています。生鮮食料品を日々取り扱っている卸売市場だからこそ、食に関する発信をしていかなくてはなりません。

本年２月に開業した千客万来施設と人や情報を通じて連携することにより、かつての築地の「場内と場外」のような関係が生まれ、これまで以上に賑わいが生まれることを期待しています。そして、豊洲市場の内外に集う、全国の産地から届いた新鮮な魚や青果、それらを扱うプロである市場関係者、我が国の食文化の担い手である料理人、食を楽しむ国内外の観光客などが創り出す混然一体となったエネルギーを発信することは豊洲市場にしかできないコンテンツです。鮮度の良い情報を瞬時に発信できるよう取り組んでいきたいと思っております。ご協力をお願いします。

３ 災害に強い豊洲市場の構築

豊洲市場が基幹インフラとして機能していくためには、現場での災害対策について見直し、とくに年々被害が大規模化する風水害や今後発生が懸念される首都直下型地震など、想定される様々な危機へ万全の備えを行うことが必要です。

来場者や市場関係者の命を守ることはもちろん、被災度合いに応じ「食」を供給し続けるなど万全の体制を構築するためには、卸売市場の開設者である御都と、取引を担う我々市場関係者が連携し、多岐にわたる災害リスクへの備えやリスク管理を行うことが不可欠です。有事の際にも着実に事業継続を果たせるよう、御都と共に取り組んでまいりたいと考えます。

以上３点、これらの担い手は誰か。第一義的に我々市場業界に他なりません。もとより開設者である東京都の御協力を頂く場面は多々あろうかと思います。しかし、卸売市場は水産物、青果、花きという生鮮品が我々市場関係者によって取引され、それにより安定的に流通される実体経済そのものの場であります。ご存じの通り市場の取扱実績は以前のような水準ではありません。気候変動に伴う水産資源の状況が大きく変容していることなど、外部環境は大きく変化している中、卸売市場も内向きでなく外部に目を向け、これら多くの課題に対峙してゆかなくてはなりません。

我々は豊洲市場という場に安住することなく、危機意識をもって生き残り、「地元に愛される、都民に信頼される、世界に羽ばたく」を実現するために力を尽くす所存です。

令和６年 12 月９日

東京都知事
　　小池　百合子　様

一般社団法人　大田市場協会
会長　川田　一光

令和７年度　東京都の施策及び予算に対する要望

大田市場は、我が国随一の総合市場に成長・発展し、人々の暮らしを支えています。大田市場の事業者は、社会生活上必要不可欠なインフラとしての市場機能を維持し、新鮮な野菜、果物、水産物及び花きを、都民、首都圏さらには全国の消費者へ途切れることなく供給するため、鋭意取り組んでいます。

大田市場が将来にわたり、消費者に安全・安心な生鮮食料品等を供給し続けていけるよう、産地、消費者との信頼を高めていける新たなネットワークを構築する物流改革を進めていきたいと考えております。

そのためには、私ども自身の努力はもとよりですが、開設者である東京都のリーダーシップとご支援・ご協力が是非とも必要です。大田市場が安全で今後とも暮らしを支える基幹市場として発展していけるよう、特に下記の点について、よろしくお願い申し上げます。

記

１　Wi-Fi 環境の整備と日本初のＤＸ化への後押し

働き方改革に伴う物流・運送業界の 2024 年問題によりトラックドライバーの労働時間が短縮され輸送能力の不足が生じています。トラックの場内

滞留時間が長いままであれば、大田市場への出荷が忌避されて全国の産地からの供給が減少し、最終的には日本最大の消費地に暮らす都民が生鮮食料品等の価格高騰を被るリスクを抱えるようになりました。

国や全国の農協はトラックの場内滞留時間の短縮を強く求めており、大田市場は様々な手法で場内物流のスピードアップを図っております。しかし、設計当初の想定取扱量を大幅に超えてしまった大田市場は、場内の狭隘化が進み、もはやこれまでの取組が限界に達しています。

このような状況を打破し、さらなる場内物流の効率化を図るため、全国初となるＤＸ化による新時代の「場内物流管理システム」が必要になります。場内物流管理システムのうち、まず卸から仲卸、買参人等への荷渡しを迅速にするための「共同荷置場案内システム」について、現在、青果卸３社が協力し、都の財政支援を受けて開発を進めています。

共同荷置場案内システムを始めとした場内物流管理システムを実効性あるものとしていくためには、場内で不特定多数の者が低廉にアクセスできる通信基盤としての Wi-Fi 環境の整備が必要不可欠です。

そのため都は、大田市場において Wi-Fi 環境の整備に取り組んでいただいており、今年度に加工・荷捌棟前等で先行整備し、来年度以降、整備箇所を順次拡大していく予定とお聞きしています。

場内物流管理システムの機能を十全に発揮するため、都による Wi-Fi 環境の整備を着実かつ加速して進めていただきたい。

トラックの場内滞留時間を短縮するためは、入退場時刻を把握して入退場を管理するシステムの導入も必要です。現在、都はシステム導入に向けた調査を進めていただいています。

Wi-Fi 環境の整備とともに、当システムの導入も着実かつできるだけ早期に進めていただきたい。

２　物流改革に係るレンタルパレット運用整備推進へのリーダーシップ発揮

大田市場青果部の取扱量は今後も増加を続けると予測されており、場内物流を一層効率化するためには、パレット化の推進など、生鮮食料品を供給する新たなネットワークの構築が求められています。

「大田市場パレット利用検討会」において都と業界は、レンタルパレット保管場所の試行やレンタルパレット管理ルールの検討に取り組んでいます。今後、保管場所の暫定使用から本設置への移行及び管理ルールの設定・運用が確実に行われるよう、都は一層のリーダーシップを発揮していただきたい。

３　大田市場内の徹底した安全確保

大田市場が今後とも市場機能を維持・発展していくためには、場内の徹底した安全確保も不可欠です。大田市場では、トラックのほか、フォークリフトやターレット式構内運搬自動車などの車両が数多く行き交っており、常に事故発生の危険性をはらんでいます。

都は、本年７月に中央卸売市場内の交通ルール遵守を徹底するため、行政処分要綱を改正し、行政処分の対象となる「車両等による危険行為」を明確化しました。場内における事故を根絶するため、都から市場関係者に対し広く注意喚起を行うとともに、行政処分を厳格に適用することなどにより、都と市場関係者が一体となって場内の安全を確保できるよう取り組んでいただきたい。

場内の徹底した安全確保には、都の警備委託も重要です。警備会社との連絡調整や警備員への指導を強化して、警備委託を確実に実施し、場内秩序維持を万全にしていただきたい。

令和６年12月９日

東京都知事
　　小池　百合子　様

東京都青果小売商団体協議会
会長　近藤　栄一郎

卸売市場などに関する青果小売業の要望書について

私たち東京都青果小売商団体協議会（以下「都青協」という。）は、青果小売業者で構成する団体であり、個々の会員はお客様である都民に対して日々新鮮な野菜・果物をお届けすることで、都民の食生活を支えていると自負しております。

また、青果小売業者は、地域に根差した商売を行っているだけではなく、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画し、もって地域経済の発展に努めているものと理解しております。

わが国では、生産性を向上させる観点から、ペーパーレスなどのデジタル化への対応に加えて、これまでのビジネスモデルを変化させるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）が進展しておりますが、私たち小売業界におきましても、その環境変化に向き合って参りたいと考えております。

また、私たち青果小売業者にとりまして、公正な価格で多種多様な青果物をいつでも仕入れることができる卸売市場は、私たちが商売を続けていく上で必要不可欠であり、社会インフラとして重要な施設です。

生鮮食料品の品質管理はもとより、安全性に対する都民の関心がより一層高まるなか、今後とも、都民へ青果物を安定的に供給していくうえで、仕入れ先である卸売市場において、時代のニーズに即した施設が整備されることは極めて重要であると認識しております。

つきましては、都青協として以下の事項について要望いたします。

一　市場休市日に係る施設整備

当業界は中小企業者が多く、生鮮食料品をストックする場所等に余裕がない場合が多く、当日仕入れ、当日販売での営業を基本としている。また、小中学校及び外食産業に対して納品を行っており、鮮度や品質管理等が求められている。

こうした状況を踏まえ、卸売市場における休市日対応への生鮮食料品のストック施設や災害時に生鮮食料品等の供給にも資する保冷施設の整備を行い、併せて消費者の食に対する安全・安心を確保する必要がある。特にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理は、卸売市場でも求められているものと理解している。

なお、保冷施設の整備に当たっては、青果小売業界に対して丁寧な説明を行うとともに、業界の意向を十分に把握した上で行ってもらいたい。

二　イベントなどに対する支援

(1)青果小売組合で取組するイベントに対する経費などの補助をお願いしたい。

当業界は、青果物流通の流通業者として、その機能と役割を果たす観点から、消費者に対して、安全でおいしい青果物の提供と普及啓発に努めることが肝要であると考えている。

厚生労働省の健康日本21で提示されている生活習慣の改善・栄養・食生活において、目標値として１日350グラム以上、果物は200グラムと提示されている。

東京都は全国の人口の１割を占めていることから、イベントの実施効果は相当期待されるものと思料しているところで、東京都下で開催する青果物消費拡大のイベントを実施するに当たって、御支援をお願いしたい。

(2)小売関係者が市場まつりで、青果物の普及啓発などの取組を行う場合には、相当な支援をお願いしたい。

三　衛生管理のための保冷車の助成制度の創設

青果小売業界は、食品衛生法の規定に基づき、衛生管理が求められているところである。このためコールドチェーンを確保しつつ、実需者のニーズに応えるため、保冷車など衛生管理のための助成制度を整備されたい。

四　東京都中央卸売市場の整備

１　各市場の整備

各市場の整備については、令和３年度に策定した経営計画を踏まえ、一部の市場において、今後の市場の在り方を検討しているところです。市場の在り方の検討は、当該市場関係者である売買参加者の団体に対し、十分に理解が得られるよう説明をお願いしたい。

２　物流効率化に資する青果部荷捌場の整備

青果小売業に対する有蓋荷捌き施設が整備されていないため、降雨や降雪の際に商品や売買参加者などが濡れながら荷捌きを行っており、物流も円滑に確保されていない状況にある。こうした市場にあっては、荷捌きの一層の効率化を確保する観点から、売買参加者団体等の意見を踏まえ、有蓋荷捌施設の整備を講じられたい。

３　青果部卸売場の低温卸売場の整備

卸売市場において生鮮食料品の品質を確保したコールドチェーン流通が途切れていることから、特に夏場において鮮度保持が確保されていないことにより、品傷み等が排除できないなどの喫緊の課題がある。このため、低温施設が十分でない市場において、コールドチェーン流通に資するための施設の整備をお願いしたい。加えて、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理のためのソフト・ハードの整備を進めていくようお願いしたい。

４　卸売市場の駐車場の整備、充電設備の充実

一部の卸売市場で時間帯により売買参加者用の駐車場が不足する事態が生じている。不足解消に当たっては、駐車場の立体化も視野にして拡充整備をお願いしたい。

荷捌などに使用するターレットトラックの動源はエンジンから電気にシフトしているが、充電設備が不足していることから拡充整備をお願いしたい。

5　ＤＸ推進の対応

東京都中央卸売市場は、全国を代表する中央卸売市場であると理解している。近い将来、卸売市場の有する集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報の受発信などの機能においても、ＤＸの進展が来るものと思料している。こうした状況を踏まえ、東京都の監督下にある売買参加者もそれに対応していくことが重要であると認識しており、卸売業者及び仲卸業者並びに売買参加者に寄り添って、東京都による指導助言や支援をお願いしたい。

令和6年12月9日

東京都知事　小池　百合子　様

住所　　東京都新宿区西新宿7－8－10
オークラヤビル2F
法人名　社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
（東京都手をつなぐ親の会）
代表者名　　理事長（会長）　立原　麻里子

令和7年度予算等要望について

ここに、令和7年度の東京都における福祉・教育・雇用などに関する予算等要望をあげさせていただきます。

要望項目

(1)福祉局　＜重点項目＞

社会情勢の変化に鑑み、障害者グループホーム家賃の助成金額や収入基準の改善をお願いします。

(2)福祉局　＜重点項目＞

重度知的障害者や強度行動障害のある人が利用できるグループホームを増設するために、都有地提供ならびに人材育成のための策を講じてください。

(3)福祉局　＜重点項目＞

新たな医療費助成(愛の手帳3度･4度)の仕組みをご検討ください。

(4)福祉局

「区市町村障害者就労支援事業」を区市町村包括補助事業ではなく、単独の事業とし、予算を拡充してください。

(5)総務局

東京都における知的障害者の雇用について、対象者と職場の拡大をご検討ください。

(6)教育庁　＜重点項目＞

教員の専門性向上に向けたさらなる取り組みをお願いします。

(7)教育庁

教員不足の解消に向けた早急な取り組みをお願いします。

【解説】

（1）福祉局

ここ数年の物価や地価の上昇がグループホームの家賃設定にも影響を及ぼしている中、東京都では、国制度の家賃助成 10,000 円（非課税者対象）に加え、区市町村包括補助事業等の中で、所得が月額 73,000 円未満の人には 14,000 円、同じく所得が月額 73,000 円から 97,000 円の人には 2,000 円の家賃を助成していますが、平成 23 年 10 月から 10 年以上、助成金額も所得の算定基準も変わっていません。

グループホームの家賃が高いのは、東京都ならではの課題です。そのうえ、他の障害に比べて知的障害者の収入が低いことは、東京都の福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」の結果でも示されています。グループホームに居住し就労継続支援 B 型で働いている知的障害者の一般的な収入内訳は、障害基礎年金 2 級と工賃、区市町村の福祉手当です。この収入の中から家賃、食費、光熱水費、日用品費、給食費の他に医療費（愛の手帳3･4度の者）、小遣い（余暇活動参加費等）、携帯電話代、被服費などが必要となり、近年特に物価高騰が続く中、健康で文化的な生活を営むのは困難です。

毎年の要望に対して、東京都からは「所得補償の問題」との回答をいただいていますが、年金や工賃に、物価や光熱水費の上昇に追いつくほどの増額は望めません。収入が少ないことに加えて生活を維持するための支出が多く、暮らしを圧迫していることが問題であるので、家賃額に応じた助成をすることも一案ではないでしょうか。

入所施設からの地域移行促進や保護者の高齢化によりグループホーム利用者が増えることも鑑み、収入が少ないために入居をあきらめることなく、親の支援がない状態でもグループホームで暮らし続けられるよう、助成金額と収入基準を改善してください。

（2）福祉局

東京都では障害者グループホームの設置が進んでいるものの、重度知的障害者や強度行動障害の状態にある人など、手厚い支援が必要な人を受け入れることのできるグループホームがまだまだ不足しています。親子の高齢化への対応や入所施設からの地域移行の受け皿がなく、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な状況です。

重度の人を受け入れるには、一定の広さのある建物と、障害特性に応じた支援を提供できる人材の育成が必要です。区市町村に対して、一定の広さの土地を確保するための都有地のさらなる情報提供とともに、地元地域との調整に関する支援を実施し、早急に重度知的障

害者の居住の場の確保をお願いします。それと同時に、強度行動障害支援者養成研修からステップアップするための研修（東京都では、東社協が実施しているアドバンス研修）を拡充する等、人材確保のための具体的な方策をご検討ください。

（3）福祉局

毎年の要望に対して、都からは「心身障害者（児）医療費助成制度」は、重度心身障害者の医療の困難性とその経済的な負担が大きいことに着目して公費助成を行っているとの回答をいただいています。しかしながら、知的障害者は他の
障害に比べて収入が少ないことは東京都の福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」の結果からも明らかで、一般の人と同じ3割負担では負担が大き過ぎ、中には体調が悪くても受診を控える人もいます。収入の少ない愛の手帳 3･4度の人には、負担割合の低減や自己負担金上限の設定など、新たな軽減措置をご検討ください。

（4）福祉局

障害者雇用のニーズの高まりを受けて、区市町村障害者就労支援事業（就労支援センター）を利用する人が急増しています。令和5年度の都内特別支援学校卒業生は、1,564人で、そのうち企業就労した人は、725人です。この卒業生は3年後、学校のアフターフォロー体制から区市町村就労支援センターに引き継がれることになります。

また、特別支援学校高等部の職能開発科の設置校が増えたことで、区市町村就労支援センターが受け持つアフターフォロー対象者数は年々増えていきます。現在、この区市町村就労支援事業は、グループホームの家賃助成と同じく、区市町村包括補助事業に組み込まれています。

障害があっても、本人が望めば企業等で働くことができるようになりつつあります。それを永年継続していくためには、本人の努力もありますが、障害者も企業も困った時に相談できる就労支援センターがあるということ、定期的に訪問してくれ、問題が大きくならないうちにフォローしてくれる支援者がいるということ、そして何よりも見守ってくれる人がいるという安心感を皆が享受できることが重要であり、こうした大きな役割を果たしているのが、就労支援センターです。ただ、現状は登録者の増加、職員不足で職場訪問など丁寧な就労継続定着支援が難しくなっている就労支援センターが多いと聞いています。

このような大切な役割を持つ「区市町村障害者就労支援事業」を包括補助事業ではなく、

単独の事業として予算を確保し、障害がある者が企業就労を安定して継続できるようにしてください。

（5）総務局

令和 3 年 4 月より、オフィスサポーター（非常勤）から常勤にステップアップする枠組みを創設していただいたことは多いに評価しています。

都庁において知的障害者が働くということは、広く社会や民間企業に大きな影響を与えます。都庁での知的障害者のさらなる雇用促進のため、就労できる対象者が増えるように採用方法や業務内容について検討いただくとともに、職員食堂などの委託業者においても、知的障害者の雇用を促してください。

（6）教育庁

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒数が増えている背景には、その子供にとって適切な支援を受けることで、その子の最大限の能力を引き出したいと希望する保護者の願いがあります。インクルーシブ教育の推進とともに、こうした保護者の願いを叶えるためには、通常学級においても支援体制を充実させる必要があります。

また、生来の障害ではない強度行動障害は、学齢期に多く発現することが指摘されており、強度行動障害を生まない教育環境や指導方法が求められています。これまで行われてきた「異校種期限付き異動」や「短期人事交流」の活用によって、特別支援学級や通常学級教員の専門性の向上を図るとともに、障害者支援の現場で行っている「強度行動障害支援者養成研修」の積極的な受講や、同様の研修カリキュラムを教職員研修センターで実施する等の方策を講じることで、教員の専門性向上への取り組みをさらに進めてください。

（7）教育庁

教育庁では、教員確保策として「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定し、働き方改革に取り組んでいるとのことですが、それだけでは優秀な教員の確保には間に合わないと思われます。早急な処遇改善・環境改善により教員の確保をお願いします。

令和 7 年度東京都予算要望全文　（12/9 都知事ヒアリング）

団体名　公益社団法人東京都リサイクル事業協会

要　望　事　項

1　集団回収の維持・存続のための支援について

資源集団回収は、町会・自治会等の地域コミュニティと地元の再生資源回収事業者の協働による効率的なリサイクルシステムとして、これまで各自治体のさまざま支援によって維持・存続してきております。しかしながら、ペーパーレス化による古紙発生量の減少、資源価格の低迷、人材確保難や原燃料費の高騰等々により、資源回収業者を取り巻く事業環境は年々厳しさを増し、集団回収は存続の危機にあります。

集団回収事業は地域コミュニティの醸成につながるとして、各自治体ごとに住民団体や回収業者に対して工夫をこらした多様な支援等が展開されていると承知しております。しかし、そうした持続性・効率性の面等で優れた取り組み等の情報等が都内全域で共有化されていないため、行政支援の地域間格差の一因となっていると考えています。

他方これまで東京都では、区市町村との連携により「地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業」において、今年度からは「環境政策加速化事業-廃棄物の３Ｒ推進事業」として実情に応じて財政面での支援策を適宜追加いただいてきたところです。

＜要望＞

存続の危機に直面している集団回収対策として、各自治体の支援策調査等によって知見をお集めいただき、自治体や資源回収業界に指導や情報提供をいただきたい。

加えて従前から継続いただいている回収業者への区市町村の財政支援が「令和 4 年度以降に行う、新規支援または既存支援の拡充に限る」となっています。集団回収存続の危機に新旧の差はありません。開始時期の限定条件を解除いただき、すべての集団回収事業を支援対象にしていただきたい。

2　廃掃法の専ら物規定の運用の明確化と徹底について

一昨年度環境省より「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」の説明（20220624 廃棄物リサイクル行政主幹課長会議）と通知（令和 5.2.3）が出されました。この通知は、専ら物業者に専ら物の処理を委託する場合、マニフェストの交付は不要で、その事業者が産廃の業の許可を取得していても適用されることを明確に示しています。

一方でこれまでの都の産業廃棄物指導は、「専ら業者が産廃の許可を取得したら、たとえ、対象が専ら物であっても産廃業者として事業をしてもらいたい(マニフェストの発行は必要)」とされていたと認識しております。

この通知に関連し、昨年度当協会より「都におかれましては今般の環境省通知内容をご確認いただき、従前からの指導の変更の必要性についてご検討いただきたい」と要望し、「適正な再生利用がなされることの確認方法を整理するなど、指導方針の検討を進めています」とのご回答をいただきました、

当協会は専ら物取扱業者が主な構成員であり、都における指導方針の検討にあたっては当協会を通じて広く関係品目の流通実態について情報を提供させていただき、最新の指導方針について各事業者に伝え、適正で合理的な再資源化を推進してまいりたいと考えております。

＜要望＞

都において適正な再生利用がなされることの確認方法を整理するなど、指導方針の検討を進められる際には、当会業界の関係品目の流通実態等に即したご対応を賜りますようお願い申し上げます。

3　リサイクル委託事業等の競争入札に関する対応について

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集、中間処理は、国民が衛生的な環境下で健康で文化的な生活するために適正な処理が求められ、自治体の確実な履行が最優先に位置づけられています。他方、一般競争入札は、低価格による履行を重要な要素とするため、廃掃法の主旨と相容れない関係にあります。すなわち、自治体の資源分別回収と中間処理は、「競争入札に適さない契約」といえますが、実際には「自治体の契約部門等の理解が十分でないため、競争入札にされてしまう」事例が散見され、これでは地元の資源回収機構の崩壊にもつながりかねません。

ご案内のとおり、環境省からは安定した公衆衛生事業維持の観点から、２つの通知（※1-H20.6.19、H26.10.8）が出されており、都や政令指定都市を通じて地方自治体へ伝達されていると認識しています。しかしながら、地方自治法 234 条を根拠に競争入札を実施する事例があります。加えて随契の必要性を整理した学術論考も添付申し上げます（※2）。

＜要望＞

東京都におかれましては、資源回収機構の社会的存在意義をご理解いただき、引き続き２つの通知の主旨等が都内自治体に広く行きわたり、担当者が異動した場合でも本主旨が組織として認識継続されるとともに、事業所管外の契約部門の方にもご理解いただける方策等々、リサイクル委託事業が競争入札とならないようにご助言・ご指導をご継続いただきたい。

※1「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（通知）」（廃棄物対策課長　平成 20 年 6 月 19 日）
「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用について（通知）」（廃棄物・リサイクル対策部長、平成 26 年 10 月 8 日）
※2＜添付＞「随意契約の方法による行政契約の締結」地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の意義―甲南大学法科大学院教授 石井 昇　甲南法務研究 No.12

4　昨年 10 月より実施された 23 区事業系ごみ処理料金の値上げに伴う、リサイクル促進支援について

現在 23 区内では 11 区において、中小零細事業者向けのリサイクルシステム（東商エコリーグ）が稼働しています。本事業は旧都清掃局が 23 区の事業系ごみの全面有料化を実施するために東京商工会議所と当会の前身（R 団連）に委託して構築したリサイクルシステムです。23 区内には対象の事業所が非常に多くございますが、処理料金を負担しなくて済む家庭系のリサイクルルートに排出する事業所があるのが実情です。このため、各地区のリサイクルシステムでは参加事業所数が伸び悩んでいます。今般のごみ処理料金の改定は 6 円/kg もの値上げのため、排出事業者にとってはごみ処理より安価なリサイクルへのインセンティブが働くものと思われます。

＜要望＞

昨年 10 月に実施された 23 区事業系ごみ処理料金の値上げは、23 区内の中小零細模事業所のリサイクルを促進させる好機です。都として、東商エコリーグや既存古紙回収事業者が用意するリサイクルルートへの切り替えがすすむよう、23 区に対して働きかけをお願いしたい。

以　上

令和 6 年 12 月 9 日

東京都知事

小 池 百 合 子 殿

三多摩清掃事業協同組合

理事長 加 藤 宣 行

令和 7 年度東京都予算に対する要望書

小池百合子知事におかれましては、ご就任以来一貫して環境政策を都政の最重要課題として位置付けられ、国内外において積極的にお取り組みいただき心からお礼申し上げます。

令和 7 年度東京都予算に対し下記の通り要望致します。ご理解のうえ実現していただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

１．一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁」の実現

都は、令和 6 年 10 月 11 日、小池百合子都知事名で各市区町村長宛に「一般廃棄物処理業務における『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等を踏まえた対応について」（通知）を発出してくださいました。

これは各市区町村が極めて重い責任を担っている区域内の一般廃棄物処理事業を事業者に委託して処理をしながら、その委託料に労務費が適切に転嫁されていない実態を踏まえたものであり、9 月 30 日に発出された環境省局長通知と同様の認識と承知しています。

そこで、この都知事通知にある通り、委託料に労務費の適切な転嫁がなされるよう下記の通り要望します。

(1) 委託料の予算算定にあたっては、市町村が事業者から適切にヒアリングを実施するよう市町村の取り組み状況の実態調査を速やかにお願いします。

・都知事通知の「価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約・手続きの運用における留意事項」では、「受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる」

としています。

・東京都が実施した今夏の市区町村アンケート調査で、12 市１町が事業者からのヒアリングを一切行っていないことが明らかになっています。

・また同調査で「事業者からヒアリングを実施している」と答えた市町村でも、そのヒアリングの態様が適切かどうかのご確認もお願いします。

・さらに同調査では、指名競争入札を実施している市が７市もあることが確認されています。これは平成２６年の最高裁判決に明らかに違反しています。

（平成 26 年最高裁判決）

「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」

（都が提示した公表資料）

- 都道府県別の最低賃金の上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和６年国土交通省告示第 209 号）
- 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数､給与額やその上昇率
- 総務省が公表している消費者物価指数
- ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

⑵ 実態調査には事業者からのヒアリングが必要です。ただし来年度の予算算定や契約交渉等までに、極めて時間も限られているため、まずは多摩地域の事業者で構成される本組合と実施してください。

・都はこれまで、市区町村に対するアンケート調査等は実施しましたが、適切に委託料の価格交渉が行われるためには事業者からのヒアリングが重要です。

・発注者である市区町村の予算算出の手続き開始までに時間が限られていますので、まずは本組合からのヒアリングの実施をお願いします。

・その後、必要性の高い事業者から順次ヒアリングをお願いします。

⑶発注者である市町村との価格交渉や、実勢価格の上昇などを受け契約変更の必要が生じた際に、受注者が理不尽な対応等を受けた場合の相談窓口を都に設置してください。

・これまで受注者は長年にわたり、仕事を失うリスクを恐れて発注者との価格交渉はほとんど不可能な状況でした。発注者側の言い値で委託料が決まってきたという現実があります。

・このたびの都知事通知を踏まえた価格交渉が実現するように、公表資料を用いて提示して希望した価格が実際に尊重されるように都の技術的支援をお願いします。

・また都知事通知では、発注者に対し実勢価格に変更が生じた場合は適切に対応することを求めております。長年にわたり契約変更に応じてこなかった実情がありますので、都の技術的支援をお願いします。

⑷ 市区町村による一般廃棄物処理事業の委託に関する諸課題を解決するため、都に本組合との常設窓口の設置をお願いします。

・最高裁判決が明確にくだされて10年以上が経過し、国から２度の通知が発出されても、ほとんどの市区町村で適切な契約に見直されなかった根深い歴史があります。

・令和 7 年度には、委託料が適正価格で契約されることは当然のことながら、委託契約金額にとどまらない諸課題の解決に向けて、都としても積

極的に関与していただくために、本組合との常設窓口を設置してください。

⑸廃棄物処理法に定める通り「委託料が受託業務を遂行するに足りる額」となるように、市町村の財政が厳しい場合には、都からの財政支援をお願いします。

・これまでの価格交渉では、受注者が合理的な根拠を示した希望価格に対しても、発注者である市町村が「財政上困難」や「予算上難しい」などとして、意図的に委託料が抑えられてきました。

・市町村の厳しい財政状況から、長年にわたり委託料を変えないばかりか、一般競争入札の導入をちらつかせつつ、理不尽ともいえる額の委託料を提示してくる自治体も存在します。

・事業者としては、『受託業務を遂行するに足りる額』に到底及ばないと認識しつつ、業務を全て失うリスクを考え、自治体の言い値で契約を締結せざるを得ない状況となっています。

・一般廃棄物の収集・運搬に要する原価は、①収集作業員・運転手の賃金・保険料等から構成される人件費、②作業着・手袋・作業靴等で構成される消耗品費（収集関係経費）、③収集作業に使用する車両の燃料費・損料（減価償却費）・修繕料等から構成される車両経費、④企業の経費等から構成される一般管理費等から構成されます。

・昨今の物価上昇により、燃料費をはじめとする車両経費はすさまじい勢いで高騰し、2024 年度の公共工事労務単価は前年から 5.9％上昇しています（労務単価は 12 年連続上昇）。

・この状況が続くようであれば、事業者の業務遂行は遠からず立ち行かなくなり、都民生活に多大な影響を及ぼしかねません。

・必要に応じて市町村に対する都の財政支援をお願いします。

２．熱中症対策補助の継続・拡充

⑴ 熱中症対策の市区町村への財政支援を継続してください

・都は今年度、エッセンシャルワーカーの熱中症対策として、ファン付きウェアなどを含め様々な熱中症対策グッズに補助金を新設し、市区町村が活用できる支援を開始しました。これを令和７年度も継続してください。

・熱中症対策は命の危険に関わる問題であり喫緊の課題です。夏季では朝８時に 30℃を超え、日中の気温は体温を超えるような日が続いています。

・一般廃棄物の収集運搬の作業員は、命の危険に関わるような猛暑の中でも、アスファルトの上を駆け回り、重たい可燃ごみを次々と清掃車に積み込む重労働を担っています。快適で衛生的な都民生活を守る重要な事業であり、熱中症警戒アラートが発表されても先延ばしできない業務だからです。

⑵ すべての市区町村で熱中症対策補助が活用されるよう財政支援を強化してください

・今年度、都が開始した市区町村への熱中症対策補助は、利用実績が３区７市にとどまっています。

・厳しい財政事情にある市町村でも同補助が積極的に活用されるよう補助スキームの改善・強化をお願いします。

以　上

令和６年１２月９日

東京都知事
小 池 百 合 子　殿

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
会　　長　　川 鍋 一 朗

令和７年度東京都予算等に対する要望について

謹啓　寒冷の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当協会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別紙のとおり要望申し上げますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

～　東京都予算に携わる関係者の皆様　～

当協会への多年にわたるご支援、誠に深謝申し上げます。

特に、環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの導入に積極的なご支援をいただいた成果は大きく、令和６年４月現在で都内１万８千台を超え、法人タクシーの１／２強がUDタクシーとなっております。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

他方、政局に目を転じますと自家用自動車による旅客運送、いわゆる「欧米型ライドシェア」について、コロナ禍によるタクシー不足を理由に解禁を求める議論が再燃し、現在も解禁に向けた議論が続いております。この「欧米型ライドシェア」は、事業主体が運行に関する責任を負わず、雇用に関しても労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとし、諸外国においては犯罪が多発し社会問題に発展し再規制に至るなど、安全・安心な輸送サービスの観点から多くの問題があると言わざるを得ません。

本年４月からはタクシー事業者が運行管理・整備管理を行い運行する自家用車活用事業（日本版ライドシェア）（以下「NRS」という。）が誕生し、タクシー事業者が責任をもって安心・安全を確保のうえ本格運行しております。NRS 運行のほか、利用者利便の向上策としてタクシー乗り場における利用改善への取組や乗務員の大幅確保、供給空白時間帯への乗務員のシフト変更など、タクシー業界として利用者サービスの確保に全力を尽くしております。

また本年７月には国土交通省「交通空白」解消本部が発足し、全国各地でタクシー、乗合タクシー、NRS や公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）が設置され、官民一体となって移動困難者の解消に向けた動きが加速してきているところは記憶に新しいところであります。

現状の交通体系をいかに持続可能なものとしていくのも、自治体の重要な役割であると認識しており、欧米型ライドシェアの断固阻止と、新たなモビリティ導入事案が浮上した際には、自治体担当者の皆様の極めて慎重なご対応をお願いいたします。

団体名　一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

要　望　事　項

一　環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーへの導入支援等　概要版 P1

1　UD タクシーの導入にかかる支援　　総額 26 億円（2,600 台×100 万円）

環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー（以下「UD タクシー」という。）の導入台数は、これまでご支援いただき、令和６年４月現在で１万８千台を超え、法人タクシーの１／２強が UD タクシーとなっております。

ここに改めて感謝申し上げます。

UD タクシーの導入は、東京都の進める「カーボンハーフ」「ゼロエミッション東京」政策に非常に大きな役割を果たすものと認識しており、会員各社、UD タクシーの導入に鋭意取り組んでいるところであります。

引き続き、UD タクシー導入のさらなる支援、予算執行の延長等につきまして、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

2　UD タクシー同士の代替にかかる要望等

トヨタ JPN TAXI も販売から７年が経過し、その間スロープの改良やスロープの耐荷重が改善されるなど、車いす利用者の利便性が格段と向上しており、車いすを利用される方々への利便性向上を考慮し、UD タクシー同士の代替えについて、ご支援をお認め下さいますようお願いいたします。

また、助成対象車両１台につき２名以上の運転者が UD 研修の受講等の条件に関しまして、乗務員不足である状況を鑑み、当面の間、緩和して下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

同様に、多言語対応タブレット導入予算についても、訪日外国人の大幅な増加を見据え、予算の執行期間について弾力的な取扱いをお願い致します。

二　NRS 乗務員の確保のための支援要請　概要版 P2

総額 3 億円（3,000 人×10 万円）

本年４月より運行開始された NRS では、タクシー企業が一般ドライバーを雇用のうえ運行管理・整備管理を実施し、安心・安全のもと国土交通省より指定された曜日・時間帯に利用者を輸送しています。さらには、本年７月より雨天の際には運行時間帯を拡大するなど、供給力不足解消に努めています。

一方、一般ドライバーの雇用に関しては、法令・地理などの教育、アルコールチェッカー等の新規購入など、およそ１人あたり 20 万円の経費をタクシー企業が負担しております。

つきましては、国土交通省より今後公表される追加人数（3,000 人）にかか

る経費の一部のご支援を賜りたく、ご検討をお願いいたします。

三　タクシー乗り場における乗車効率向上のための支援要請　概要版 P3

総額 1,200 万円（2,400 万円×1/2）

利用者が列をなしている主要タクシー乗り場の特徴として、必ずしもタクシーがいない訳ではなく、大型旅行かばん等の大量の荷物を所持したインバウンド旅行者等の荷積み・行き先確認等により時間を要していたことが原因でした。改善に向け、昨年度より当協会において以下の改善策を講じております。

・東京駅八重洲口
　→　令和５年９月よりポーター1 名を増員し、常時２名体制に。
・品川駅西口乗り場
　→　令和５年 10 月より乗り場ルールを改善
・新橋駅東口乗り場
　→　乗り場ルールを改善
・羽田空港国際線タクシー乗り場
　→　令和６年１月よりトランクサービス要員を配置

ポーター及びトランクサービス要員の配置については、専門の人材派遣企業を介しており、１名につき年間 1,200 万円（２名 2,400 万円）を協会で支出しております。東京都民はもとより、東京に訪れる方々の利便性向上の観点から、専門の人材派遣に伴う経費の支援策を講じていただくようお願いいたします。

また、東京駅八重洲口では３台→５台同時乗車とし乗車効率を向上させ、羽田空港国際線のタクシー乗り場においては、車両の動線を整備することにより乗車効率の大幅な向上を図るなどの改善策を講じておりますが、植栽の撤去や乗り場延長にかかるハード面の支出についても支援をお願いいたします。

四　タクシーを進化させるための設備投資に関する支援要請　概要版 P3

１　タクシー乗務員へのハラスメント対策について

総額 3.75 億円（3 万台×2.5 万円×1/2）

近年、タクシー乗務員に対するカスハラ・セクハラ件数が増加しており、乗務員を SNS などで拡散させる行為や、深夜の酔客が女性乗務員に対してセクハラ行為に及ぶケースも散見し、カスハラ・セクハラを原因に乗務員が退社していくケースが後を絶ちません。

このようなカスハラ・セクハラを抑止するため、従来のＬ字型シールドより大型の「新型防犯衛生シールド」を装着、また車内に「防犯カメラ作動

中」の表示をするなど、行為の抑止を図っているところです。

東京都においては、全国初となるカスハラ防止条例を制定すると聞き及んでおり、タクシー業界といたしましても大きく期待しているところであります。これを機に、タクシー業界へのカスハラ・セクハラ防止のための支援策を講じていただくようお願いいたします。

【参考】

新型防犯衛生シールド　　１台につき２万円

「防犯カメラ作動中」表示灯　１台につき５千円

２　タクシー車外表示サインの改善対策について

総額 7.5 億円（3 万台×5 万円×1/2）

走行中のタクシーが車外前面に向けて表示するスーパーサインについて、赤色の「空車」とオレンジ色の「迎車」「予約者」が紛らわしいとの指摘が利用者から相次いでいたため、本年５月の表示通達改正により「迎車」「予約車」の色が「橙色文字または容易に識別出来る色」へ変更され、業界では現在の表示色を変更する準備をしています。

都民はもとより、東京に訪れる方々の利用者の利便性向上の観点から、機器類変更の際には格別なご支援を賜りたく、ご検討をお願いいたします。

五　バス、鉄道におけるシルバーパス同様の高齢者、障害者外出支援 **概要版 P4**

障害者の方がタクシーを利用する場合、手帳の提示により運賃を一割引としておりますが、この割引についてはタクシー事業者が負担しております。

今後においても、共生社会の実現に向け、高齢者や障害者の方が安全・安心な移動サービスを受けられ、またタクシー業界がこれまで取り組んできた障害者割引制度が維持できるよう、バス、鉄道におけるシルバーパス同様の外出支援策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、タクシー事業者の負担による公共的割引負担額は７億円（令和５年度）にも上っております。

六　通勤時間帯における実車タクシーのバス優先レーン等の走行について

概要版 P4

都内主要部では、通勤時間帯に自家用車を通勤用途として使用することにより渋滞が発生しており、移動に時間を要する事象が恒常的となっております。

バスやタクシー等の定時性の確保、スムーズな移動の足の確保が、公共交通機関の使命でもあることから、通勤時間帯におけるバス優先レーン等への実車

タクシーの走行を認めていただくようお願いいたします。

すでに都内の一部や他県においては、既にバスレーンへの実車タクシーの走行を認めていただいているところもあり、タクシーの定時性・速達性の確保はもとより、自家用車から環境性能の高いタクシーへのシフトを促すことによる温室効果ガスの排出削減等、環境面からもメリットの高い施策になるものと考えております。

七　身体障害者、高齢者等に対する支援施策 概要版 P4

1　リフト付きタクシー等整備事業、回転シート付き整備事業の再開をお願いいたします。

高齢化が進む中で、福祉輸送車両はリフトやスロープなどの装備を備えた車両により、福祉・教育・公共施設などへの送迎、病院への通院・入退院、観光、旅行、ショッピングなど日常生活に対する協力・支援を行い、「皆様の足」として活躍しています。

今後も、福祉事業のサービス向上に向け、積極的に取組を図ってまいりますので、リフト付きタクシー等整備事業は平成 16 年度に、回転シート付き整備事業は平成 18 年度に事業終了との回答ですが、これらの補助事業の再開をお願いいたします。

2　区、市町村で発行している障害者等に対するタクシー福祉利用券の統一されたバーコード化を図るようお願いいたします。

以前から要望しているタクシー福祉利用券の統一化につきましては「区市町村が地域の実情に応じて独自に実施している事業について、都が協議機関を設けて調整することは困難」との回答を得ていますが、利用券の金額・色・大きさ等、大幅な変更を伴う統一化の調整は困難としても、少なくとも区市町村コード・金額・有効期限を含むバーコードを利用券に印刷していただくことをお願いいたします。

これにより、現状利用運賃を請求するに当たり、数々の利用券を区市町村毎に大勢の人間で仕分けする作業がなくなり、区市町村及びタクシー会社の支払・請求作業が効率化するとともに、DX 推進対策になると考えます。

3　事業所税の非課税・課税標準の特例・減免の対象となる施設等の拡充を図るようお願いいたします。

公共性が高く都市機能上必要とされる施設に対して、事業所税の非課税・課税標準の特例・減免の対象となる施設が指定され、路線バス・タクシー・修学旅行時の貸切バス（観光バス）等の事業に供される施設が指定されて

要　望　事　項
いますが、都立等の肢体不自由特別支援学校のスクールバスや高齢者、障害者の送迎バス等の福祉輸送サービス事業に供される施設は指定されていません。 福祉輸送車両（バス等）は、高齢者や障害者の移動手段として欠かすことのできない施設であり、公共性も高く都市機能上必要な施設であることは明らかであり、まさに政府税制調査会答申でいうところの「真に必要な分野」というべき施設であり、対象施設として指定されるようお願いいたします。

小池東京都知事
令和７年度予算要望ヒアリング資料

一般社団法人
東京ハイヤー・タクシー協会
Tokyo Hire-Taxi Association

ハイヤー・タクシー業界への多年にわたるご支援、感謝申し上げます。

■ 東京都の今までのご支援により、６年３月末現在で**都内のJPN TAXIは18,000台を超えることができました。**

■ また、国土交通省認定の**UDタクシー準１級**（トヨタシエンタ等）につきましても補助対象としていただき、併せて感謝申し上げます。

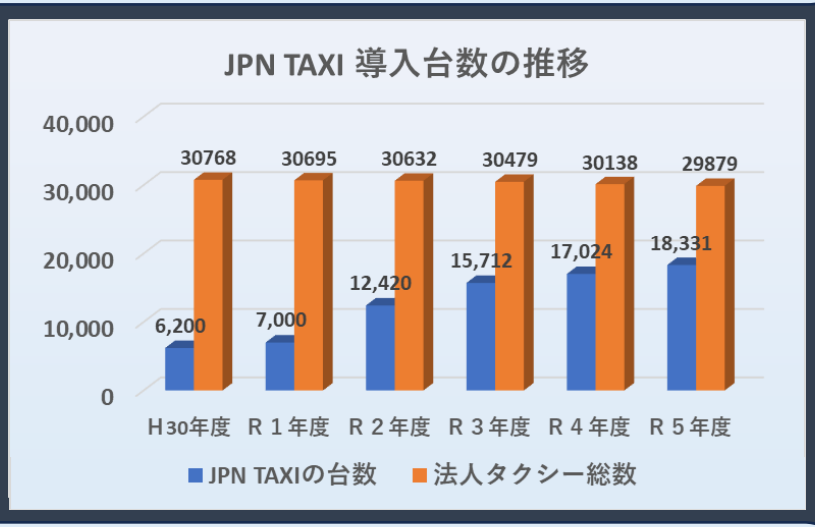

■ さらに、６年度補正予算において**燃料費高騰緊急対策支援**に**タクシーを新たに加えて**いただき、感謝申し上げます。

■ 今後とも、都民への安全・安心・快適なサービスの提供に全力で努めてまいります。

環境性能の高いＵＤタクシーの導入支援

■ 都内の**全車両がUDタクシー**となり、誰もが利用しやすい交通機関となるよう、全力で努力いたしますので、引き続きのご支援をお願いいたします。

■ JPN TAXIは、数度に渡るマイナーチェンジにより、車いす利用者の利便性が格段に向上しており、**車いすを利用される方々への利便性向上**も考慮していただき、**UD同士の代替え**につきましても、緩和していただきますようお願いいたします。

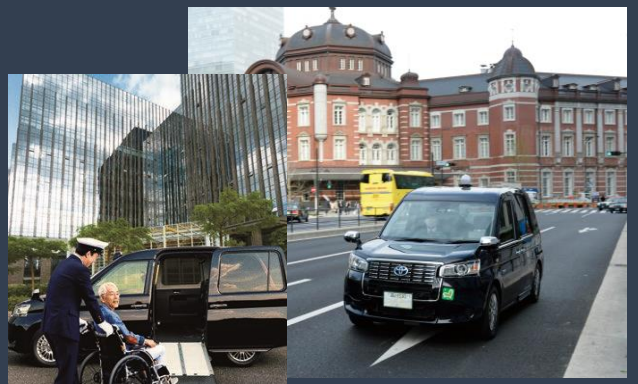

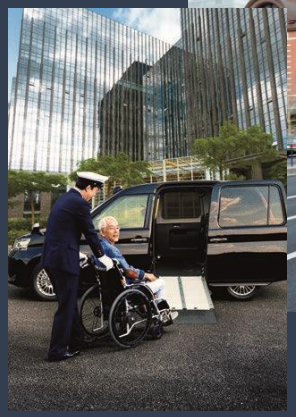

ＮＲＳ乗務員確保のための支援要請

■ 本年４月より運行開始された日本版ライドシェア（ＮＲＳ）では、**タクシー企業が責任をもって一般ドライバーを教育**し、指定された曜日・時間帯に安全・安心に利用者を輸送しています。

■ 一般ドライバーが営業を開始するまでの経費は、**タクシー企業が負担**しています。

■ 都民の足の確保のため、**採算度外視で供給力不足解消**に努めており、実情をご理解していただくとともに、ご支援いただきますようお願いいたします。

タクシー乗り場における乗車効率向上のための支援要請

■　タクシー乗り場での利用者利便向上のため、ポーター設置や同時乗車台数の増加等の改善策を講じております。
■　**ポーター派遣の経費**、同時乗車台数の拡大に向けた**インフラ整備にかかる経費**についてご支援をお願いいたします。

タクシー乗務員へのハラスメント対策等のための支援要請

■　東京都では、**全国初となるカスハラ防止条例が可決・成立**され、当業界でも非常に心強く感じております。
■　当業界の施策であるセクハラ防止「**新型防犯衛生シールド**」、パワハラ防止「**防犯カメラ作動中LED**」の各装着にかかるご支援をお願いいたします。

令和６年１２月９日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都電機商業組合

理事長　福田　勝則

令和７年度東京都予算に対する要望書

私たち東京都電機商業組合（以下「東京商組」という。）は、地域に根付いた街の電機店で構成する商工組合であり、お客様に対して、快適な生活を送っていくうえで欠かせない家電製品を販売するだけでなく、家電製品の安心・安全な使い方や修理などのきめ細かなサービスを提供することで、都民生活を支えています。

東京商組加盟の地域電機店は、地域に密着した商売を行っており、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画するなど地域社会の活性化だけでなく、地球温暖化対策に対しても、全国電機商業組合連合会主催の「まちのでんきやさんカーボンニュートラル宣言」に参画するなど、温室効果ガス排出の削減に向けた取り組みを積極的に行っています。

東京都は、２０５０年ゼロエミッション、２０３０年カーボンハーフの実現に向け、様々な取り組みを行っており、ＨＴＴ「電力を（H）へらす、（T）つくる、（T）ためる」をキーワードに行動変容を促す施策を実施されています。東京商組としても、加盟する電機店ともに、特に、家庭でのＨ（へらす）を促すための施策である省エネ家電への買替をサポートする「東京ゼロエミポイント事業」について、東京都とも歩調を合わせ、脱炭素社会に向けた取り組みを進めています。

近年、地球温暖化がますます深刻さを増す中、更なる温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めていくために、以下の事項について要望いたします。

１．省エネ家電への買替に対する支援事業の継続と周知活動の強化

都民の省エネ家電への買替を後押ししている「東京ゼロエミポイント事業」について、お客様からは、家電買替のきっかけだけでなく、日常生活での省エネへの気付きにもなると喜ばれております。特に、本年１０月に、長期使用家電へのポイント上乗せなど支援が拡充されたことで、お客様からは、省エネ性能の高い製品への買替を決断しやすくなったなどの声が寄せられています。今後も、より多くのお客様に事業を利用しながらこうした買替等を進めていただけるのではないか、と期待しております。

家電の買替には、温室効果ガスの削減だけではなく、家庭の電気料金も削減できるという一石二鳥の効果があります。

そのため、次年度においてもしっかりと予算を確保していただくとともに、より多くの都民の方に事業を知っていただけるよう、様々な媒体での周知活動をお願いいたします。

２．地域家電販売店と連携した家庭における省エネ対策の推進

ご高齢の世帯などでは、家電製品の効率性やメンテナンス等に気付かず、長く使い続ける方を多く見かけます。東京商組では、全国電機商業組合連合会と連携し「高齢者宅家電品安全点検巡回活動」など、販売とは関係なく、お客様所有の家電製品やコンセント回りの安全かつ適切な使い方、又、メンテナンスの必要性についてお伝えする活動を行っております。更には東京商組加盟店の多くは、「東京省エネマイスター店」に認定されており、近年の地球温暖化対策の動向などについて定期的に研修を受講するなど、知識向上にも務めております。

このように、日頃から地域と密着した東京商組加盟の地域電機店のノウハウを活用すれば、より一層、家庭における省エネ促進が行えると考えます。

ついては、都民の省エネへの行動変容を促すために、家電のプロフェッショナルである地域電機店と連携した家庭における省エネ対策についても、引き続きしっかり進めていただくようお願いいたします。

団体名　一般社団法人 東京都信用組合協会

要　望　事　項

１．東京都制度融資にかかる制度内容等の充実

中小・小規模事業者、特に小規模事業者を主たる取引先とする私ども信用組合において、「東京都制度融資」は中小・小規模事業者の持続的な成長に向けての重要な施策となっております。

令和７年度におきましても、預託金の十分な確保を含め、より一層の充実をお願いいたします。

また、国際紛争の長期化や金融為替市場を主な原因とするエネルギー・原材料価格の高騰、人手不足やそれに伴う人件費の負担増など、中小・小規模事業者の経営環境はさらに厳しさを増しております。

つきましては、中小・小規模事業者の資金繰りや事業継続のための更なる支援拡充策につきましてご配慮いただくとともに、将来にわたり安定した経営を維持するための施策についてもご検討をお願いいたします。

２．「女性・若者・シニア創業サポート 2.0」の預託金及び補助金の確保並びに制度内容の充実

東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」の昨年度での終了に伴い、本年４月から後継事業である「女性・若者・シニア創業サポート 2.0」がスタートし、多くの創業者が安心して一歩を踏み出せる環境が整いました。

本事業を安定して継続させるためにも、貴重な融資原資である預託金と補助金の確保をお願いいたします。

併せて、創業者への販路開拓支援など、創業者が更に事業を発展していくための施策についてもご検討をお願いいたします。

また、日銀がマイナス金利政策を解除するなど、今までの所謂「ゼロ金利の時代」から「金利のある時代」に入ってきております。

金融機関が創業者に十分な金融サービスの提供を行うための収益が確保できる弾力的な金利設定と、創業者に過度の負担が及ばない支援策をセットとした施策のご検討もお願いいたします。

団体名　一般社団法人 東京都信用組合協会

要　望　事　項

３．東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」の事業終了に伴う後継事業について

中小・小規模事業者において、経営者の高齢化等に伴う事業承継は喫緊の課題であり、後継者の確保を諦め、廃業を選択する事業者が増加するなか、東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」は極めて有用な制度となっております。

本事業は今年度で終了いたしますが、都内事業者数の減少に歯止めをかけるためにも後継事業の制度化についてご検討をお願いいたします。

後継事業にあたっては、事業承継が更に円滑に進むよう、事業の後継候補者に対する支援やそもそもの後継者不在に悩む事業者への支援、また融資だけではなく、後継事業者の資本への支援に繋がるような施策などについてもご検討をお願いいたします。

また、事業承継の制度融資についても、「女性・若者・シニア創業サポート 2.0」と同様に、金融機関の収益の確保と事業者の負担を回避する支援策をセットとした施策のご検討をお願いいたします。

４．東京都「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の制度内容の充実

中小・小規模事業者の脱炭素化の支援につきましては、今年度より東京都「地域金融機関による脱炭素化支援事業」がスタートいたします。

より多くの中小・小規模事業者が脱炭素化を推進し、環境保護と自社の光熱費・燃料費等のコスト削減、更にはビジネスチャンスとして新たな顧客獲得を推進するためにも、令和７年度においては、規模の拡大と更なる制度内容の充実をお願いいたします。

脱炭素化については、中小・小規模事業者だけではなく、金融機関にとっても更なる知識やノウハウが求められています。

金融機関並びに中小・小規模事業者に対するセミナーや脱炭素化事例の還元など、ノウハウの蓄積や情報提供の充実化についてもお願いいたします。